

第103回行政苦情救済推進会議 議事概要

1 日時：平成28年9月14日(水) 16:00～18:00

2 場所：中央合同庁舎第2号館 省議室

3 出席者

座長 秋山 収
江利川 毅
小野 勝久
小早川 光郎
高橋 滋
松尾 邦弘
南 砂

(総務省) 総務副大臣	原田 憲治
総務大臣政務官	島田 三郎
総務審議官	笹島 誉行
行政評価局長	讃岐 建
大臣官房審議官	三宅 俊光
行政相談課長	菅原 希
行政相談業務室長	細川 則明

4 議題

(1) 事案

- ① 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金の支給手続の改善（新規）
- ② 刑事施設入所を事由とする国民健康保険等の保険料の減免に関する取扱いの周知の促進（新規）
- ③ 日本学生支援機構の第二種奨学金の貸与が受けられる者の拡大（継続）

(2) 報告

国民健康保険、後期高齢者医療及び介護保険に係る保険料の還付の促進及び還付加算金の取扱いの改善（あっせん）

5 議事概要

会議の冒頭、原田総務副大臣及び島田総務大臣政務官から挨拶が行われた。

(1) 事案

事務局から、それぞれ、付議資料に基づいて説明が行われた後、意見交換が行われた。意見の概要は以下のとおり。

① 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金の支給手続の改善

(秋山座長)

請求者に特別弔慰金の支給までに時間を要することを案内し、請求書の受付時に受付票を交付するという、制度の根幹ではないが、請求者側の便宜に資することを関係機関に働きかけるという事務局の検討について、各委員の意見はいかがか。

(小野委員)

資料 6 ページの表 2-2②をみると、都道府県では、支給時期・審査状況に関する電話を一日 20 件以上あるいは 10 件から 19 件受けているとのことである。このように多くの電話照会や苦情が寄せられているということからすれば、支給までに時間を要していることは、国民の関心事であり、改善は急務である。また、都道府県も、ただでさえ人手が足りないときに、電話対応に時間が取られていると思う。こういう実態からみると、一日も早く改善すべきと思う。

(江利川委員)

本件は、資料 9 ページのとおり、四つの課題について、関係機関に対して、取組例の情報を提供する又は実施を働きかける方向性で進めることでよいと思う。

(高橋委員)

課題 2 の請求者に対する特別弔慰金支給までの期間の案内に関して、資料 11 ページで厚生労働省に同省のホームページでの案内の見解を問うことにズレがあると思われるが、同省は、ホームページで全国の処理期間を示す必要はないと考える。標準処理期間は、処分庁が設定すべきもので、都道府県が裁定するのであるから、都道府県が示す必要がある。

厚生労働省は、都道府県等に対して、きちんと標準処理期間を設定するように、働きかけてもらえばよいと思う。

(小早川委員)

課題 3 の特別弔慰金請求書の受付票の交付と課題 4 の裁定された請求者に対する裁定結果の連絡については、至極当然の話である。

課題 4 の裁定結果の連絡については、請求者に交付するものが全部そろった時点で初めて、請求者にあなたの請求は裁定されましたということで、国債と一緒に裁定通知書を交付しているということである。民間の懸賞広告なら、当選者に対して発送を

もってお知らせするというものもあるが、これと同じような方法で請求者に裁定結果を連絡することは、公的な仕事としてはおかしいのではないかと思う。

もっとも、法律家の頭で考えるとそうなのであるが、裁定結果の連絡や受付票の交付は、市町村の負担となるということである。特別弔慰金の事務は法定受託事務であること、10年に一度担当する事務であるため、市町村が事務に習熟することがないことからすると、国は責任を持って、財政面やノウハウ面で市町村をケアすべきであり、厚生労働省には、すべきことを自覚してほしいと思う。

(事務局)

市町村が裁定結果を直ちに連絡しない理由については、国債の受領時には裁定通知書が必要であり、請求者に裁定通知書を先に交付してしまうと、紛失等のために国債の受領ができないこともあるので、市町村では、都道府県から裁定通知書が送付されても請求者に直ちに交付せず、国債を代理受領した後、国債とともに交付することとしているとの説明である。

事務局としては、裁定通知書を送付するかどうかは別として、裁定結果は直ちに連絡すべきではないか考える。

(秋山座長)

裁定通知書を渡すのではなく、裁定が下りましたよと連絡すればよい。市町村は裁定結果を早く連絡するのが請求者側にとって親切だという認識がないため、事務局の見解と食い違いがあると思う。

(小早川委員)

行政手続的には、裁定の結果が出たら、直ちに知らせるべきである。裁定結果を連絡することと、裁定後に実際に利益を得るための証書(国債)を渡すということは、別の話であり、分けて考えるべき。

(秋山座長)

課題1の都道府県の審査期間の短縮については、厚生労働省においてもヒアリングを行っており、同省が手順の見直し等について一応進めている状況にある。

また、課題2の請求者に対する特別弔慰金支給までの期間の案内の充実については、高橋委員指摘のとおり、事務の処理をする都道府県や市町村で対応すべきものではないか。過去の処理状況を知らせるという程度でもよいので、おおよその処理期間をホームページに掲載して情報提供することができると思う。行政サービスとして考えてよいのではないか。

課題3の市町村窓口での受付票の交付については、受付時に請求書のコピーを渡すという対応であれば、コストもかからない。受付票を交付する場合も、紙1枚のコストであろうから、行政サービスとして行うことは、当然に考えて良い。

課題4の市町村による裁定結果の連絡については、支給を期待している請求者側からすれば、はがきでも電話一本でもよいので、裁定結果を早く知らせるべきである。

裁定された請求者にすぐに結果を伝えている市町村があるということを他の市町村に知らせて、サービスの改善を図ることはあり得ることと思う。

また、受付票については、秋田県のホームページに掲載されている受付票の例を見たが、請求者側の立場に立ってよく考えられていると思う。厚生労働省に対して、こういう例を周知するよう推進すべきであると思う。

本件について、事務局は、本日の審議をもってこのままあっせん等するという考えか、それとも、次回もう一度審議をすることを考えているのか。

(事務局)

請求者が高齢化している状況を考えれば、一日でも早くあっせんできればよいと考えている。そのため、差し支えなければ、あっせんの方向で事務局で手続を進めさせていただき、何か課題として検討すべき点が出てきた場合には、次回に審議いただきたいと考える。

(秋山座長)

(各委員の意向を確認し) では、そうしていただくこととする。

② 刑事施設入所を事由とする国民健康保険等の保険料の減免に関する取扱いの周知の促進

(秋山座長)

本件は、中々まとまった要望なり、希望として出てきにくい話で、正に行政のポケットというか隙間に落ちているという問題の一つである。

確かに、保険料を負担させることができない特別の事情ということについて、全部網羅的に法定したり、あるいはモデル条例に書くということにはできないかもしれない。しかし、刑事施設に収容されている者というのは、正に定型的に要件が決まっているものであり、本当は法定されるのが望ましいが、国民健康保険、後期高齢者医療及び介護保険制度の分野については地方自治が大幅に認められているものであるから、法定されないまでも、モデル条例に含めて、なるべく一般的に制度として不均等がないように図っていくことが適当ではないのかというのが感想である。

(松尾委員)

座長がおっしゃるとおりである。

作業報奨金の額をみると、21 か月在所した場合の一人当たりの作業報奨金の予算額が 72,167 円である。この作業報奨金を持って刑事施設を出る人が多いのであろう。他方で、保険料の負担を考えると、A市の年金収入が 155 万円以下の 65 歳以上 75 歳未満の低所得者の一人当たりの年間保険料 51,440 円からしても、かなり高額な負担になっているといえる。

私が法務省に在職していたとき、刑務所等から出所する人の出所後の生計をどのようにするかが、大変大きな問題であり、更生保護施設でそれらの人を引き受けて、仕

事をあっせんしたり、当分の間、宿泊や食事のケアをしたりするなど色々な制度があった。しかし、当面出所時に持って出る金額と負担する保険料を比較した場合、非常に高額になるという感じがする。

保険料について、徴収する場合と徴収しない場合にそれぞれの理由がはっきりしないにもかかわらず、保険料の徴収の有無に差異があるのであれば、是正しなければならない。

免除する理屈については、色々な方が色々な感想をお持ちであろうが、作業報奨金が出所時以降の生活の一助になるということは、現実にそのとおりであろう。そういうのを含めて、免除できるものは免除する。それについて、制度なり何なりで理由のない差異が出るというのは即座に是正されるべきである。

(江利川委員)

付議資料には、刑事施設が被収容者の健康等の保持のために医療上の措置を講ずることとされていると書かれているが、医療上のサービスを受けるのであれば、そもそも保険料を納める必要はないのではないか。

介護もこの医療上の措置に含まれるのか。含まれるとすれば、介護保険料も要らないのではないかという気がする。

刑事施設入所中の保険料については、制度的に対象外というような感じがする。これら制度の保険料を納めさせる必要はないという感想を持った。

本件の改善に当たっては、厚生労働省に対し、少し強めに話をしていくほうが良いのではないか。

(秋山座長)

刑事施設入所中を事由とする保険料の減免については、保険者の裁量ではなく、本来なら減免されるきちんとした合理的理由があるのであるから、国の制度として一律に決めるべきものではないだろうか。現行の法律で決まっていることなので、とりあえず、そこまで踏み込まないとしても、何か強い言い方ができないか。江利川委員のご意見と同意見である。

それから、モデル条例では、どのようになっているのか。

(事務局)

市町村の国民健康保険条例については、「その他特別の事情がある場合、減免できるとする」と規定されているところが多くあったが、市町村の介護保険の条例については、そのような規定がないケースが多く見られた。このため、厚生労働省の介護保険のモデル条例を確認したところ、「その他特別の事情がある場合、減免できるとする」という規定はなかった。

したがって、秋山座長や江利川委員のご発言を踏まえると、モデル条例に刑事施設入所中を事由とする保険料の減免に関する規定を盛り込むというのも一つの改善策ではないかという感想を持ったところです。

(秋山座長)

「その他特別の事情」というのがあれば、その文言の前に色々と減免すべき事情が具体的に書かれており、最後に包括的に「その他特別の事情」が書かれているのが、モデル条例の作りになっているとすると、具体的に列挙している事情の中に入れてもらうという方向になるのか。

(南委員)

刑事施設に入っている間は、医療上の措置があるということだが、介護についても、措置があるということだった。現在、高齢者はおびただしい数になっていると思うのだが、介護を必要としている被収容者についても、一人ずつ介護認定をして、介護の措置をしていくということか。そういうことをして介護を提供していくということか。

(事務局)

介護認定をして介護を提供するという事ではない。介護が必要となれば、介護に相当するサービスとなるようなものを刑務所内で提供するという事だと思われる。

(三宅審議官)

今、委員の方々からいただいた一律に保険料を取らないという扱もあるのではないかとご意見に関連するが、負担能力のある者が被収容者の中にいるのではないのでしょうか。例えば、資産のある方とか。そのような場合、どのように考えればよいのかということについて、ご意見をいただければと考えている。

(江利川委員)

刑事施設に入っている者が、そこで全部サービスを受けて、健康保険の制度や介護保険の制度からサービスを受けないのであれば、保険料を納める必要はないのではないだろうか。刑事施設に入っている者にお金があるかなんかろうが、それらの制度からサービスを受けないのであれば、そもそも、介護保険制度や医療保険の制度の対象外にしてもいいのではないかと感じを持っている。

(秋山座長)

それを強く言うと、強制加入の制度の問題になっていくわけだが、「私は万一病気になったら、自分のお金で払うから、健康保険に入るつもりはありません」というような議論に結びつくおそれはないか。

(江利川委員)

刑事施設に入っている方が、刑事施設の責任で医療や介護のサービスが与えられ、他の保険制度の入る余地がないのであれば、制度的に対象外になるのかという感じを持った。

(小早川委員)

筋としては、そうなるのではないかと。確かに国の政策的見地からすれば、出所後の条件を良くするという事は必要である。これが条例ごとに、バラバラで良いというのがまずいというのは分かる。他方で、これらの制度については、自治事務で、他の

制度の減免の事由については、条例でそれぞれの状況に応じて定めてよいということであるから、それらとの調整をどうするかという問題の一つではないか。

国の政策であるのならば、法的に一律にさせるだけではなく、財政的な仕組みでもって、被収容者に対する保険料の減免についても誘導するような方法も一つあるのではないか。

いずれにしても、保険者の自主性をどう位置づけるかという話とは別に、制度自体として、国が、他の制度で、今回の場合でいうと収容施設への収容の制度の一環として、サービスを約束しているのであれば、例えば、生活保護は色々な社会保険制度のサービスとは別立てで提供されているわけであるが、それと同じ理屈で、これは特別法で措置して一般法からは除くというのが説明としてはすっきりする。

(江利川委員)

自治体に任せているということであれば、モデル条例の中にそのことを明記させるということも一つかもしれない。ただし、刑事施設入所中を事由とする保険料の減免の在り方についての考え方は考え方できっちりと説明してあげる。制度改正、法改正となれば、他の様々な事を全部考えていかなければ、法令にきちっと書ききれないかもしれない。当面の問題は、刑事施設に入っている人については、別途サービスを受けているのだから、医療保険や介護保険の制度の保険料を納める必要はないではないかということについては、その限りにおいては、筋が通っている。

厚生労働省において全体の姿を含めて整理しなければ制度ができないとするならば、当面は、モデル条例か何かに入れてもらうというのも一つの手ではないだろうか。

(南委員)

原則論としては、そのとおりである。出所後の生活の原資をあまり痛めないような制度作りをすべきで、再犯を防ぐためにも、そうすべきではないか。

ただし、社会保険の精神を考えると、この問題とは裏返しになるのだが、医療保険については、海外で起こったことにも保険で支払うという、かなり大風呂敷な制度である。しかも皆保険制度になっているわけであるから、風前の灯みたいな財政状況を考えれば、入所しているときも負担能力のある方には、保険料を払っていただくようにしてもいいのではないか。

(秋山座長)

南委員のような考え方で、入所者の所得を勘案して、保険料の減免を決定している地方公共団体はあるのか。

(事務局)

事務局で調べた限りでは、所得に応じて保険料の減免割合を決定しているのではなく、刑事施設に入所しているという理由をもって、保険料が全額減免されているところばかりである。

(高橋委員)

モデル条例であれば参考なので、自治事務に対する関与としては適当だと思うし、さらに言うと、モデル条例にすれば、かなりはっきりとした形で現れるので、市町村が検討していただく契機としては、非常に良いやり方である。モデル条例の形で入れてはどうかというのは、いい案だと思う。

(秋山座長)

この会議として、被收容者の所得まで考慮して保険料の減免を決めるべきであるということを、例えば、さらにきめ細かく段階をつけて保険料を減免する必要があることについて指摘すると、保険者に益々混乱を引き起こすことにもなりかねない。

国として、被收容者に対し、医療や介護のサービスを給付する体制になっているのだから、全国一律で、なるべく減免が講じられることが望ましいのではないかということが各委員のご意見ではないか。

事務局には、モデル条例的なことをもう一度検討していただき、そのようなものがモデル条例に入れられるのかどうかを厚生労働省に当たっていただき、次回、もう一度ご議論いただくことにしましょうか。

(松尾委員)

本件の問題として関係ないかもしれないが、作業報奨金の問題がある。

私も法務省で予算を担当しており、作業報奨金を時間当たりいくりにするかというのは、毎年、財務省と協議の対象になっていた。付議資料には、作業報奨金の予算について、一人当たり入所期間 21 ヶ月で 7 万 2 千円としている。細かい数字を忘れたが、実際の労賃は一時間当たりで言うと、何円からというレベルになる。

その当否というのは、色々な議論があり、3食、衣食住を保証しているのだから、しかも、そもそも懲役に報奨金を払う必要はないという意見もある。

一方で、かなりの人が出所するときに、ある程度のお金を持って出るとは、社会全体のプラスになるという発想もあるわけである。そうすると、労賃が一時間あたり数円からという単価は、今の時代にどうなのか。懲役だから、それでいいのではないかという意見があることも分かる。おそらく矯正関係者の中で色々な議論もあるだろう。

ただし、そういうレベルの話であって、それをどういう風に評価するのか、考えるのかということは、ずっと問題として提起されているわけである。これは、毎年の法務省予算の折衝でも、長い検討課題となってきたわけである。作業報奨金が急速に増加するという話はなく、その程度ということで国としてやってきたというのが正確な言い方かもしれない。

そのような問題がある一方で、入所中の様々な保険料をどうするかといったところは大きな枠組みの中で考える必要がある。

作業報奨金というのも、そういうレベルであるという認識を持つべきではないか。

(事務局)

作業報奨金に類似するものとして、例えば、罰金科料を払えない場合、労役場で労役して納付するということもある。これらを含めて、実情や金額の推移等について可能な限り情報を集めて、報告させていただける事項があれば、報告させていただきたい。

(秋山座長)

大変大きな問題であるわけで、今回の議論については、これで終わりたい。

③ 日本学生支援機構の第二種奨学金の貸与が受けられる者の拡大

(秋山座長)

グローバル化への対応というのが国策として大きな課題となっている。第二種奨学金の予約採用において外国の高校の在学者及び卒業者も対象とすることについて、財源の問題、外国の高校が日本の高校に相当する正規の学校かどうか、外国の高校の学校長から推薦が得られるかどうか等色々な問題はあろうが、積極的な方向で検討すれば、何とか道が開ける話ばかりという気がするので、推進する方向で動かしてほしいと思っている。

(小早川委員)

グローバル化への対応が国策というのはそのとおりだが、その場合にも、日本の役所がきちんと把握できていて、これは大丈夫だと自信を持って打てる施策とそうでない施策がある。この手の話というのは、私の経験でも、外国の高校を出た子どもについて、特別枠、いわゆる帰国子女枠のようなものではなく、日本と違う教育を受けてきた者を積極的に大学が受け入れた結果、結構面白い学生が入学してきた。リスクはあるだろうが、文部科学省が教育の実情を把握できていない外国の高校生についても日本の大学に入りやすくするというのは、政策としてはむしろ望ましいことだという気がする。

当会議において、グローバル化の在り方に踏み込んで、一定の立場から改善を求めるといのがよいのかどうかは分からないが、少し危険なこともやってみることはよいのではないか。

(小野委員)

先ほど座長が言われたように財源の問題があるかとは思いますが、あくまで貸与なので、返済のところで歯止めをかけることにより、できるだけ次の世代を担う子ども達、グローバルな時代を生きていく子ども達に国が投資するよう、積極的に予約採用を拡大してほしいと考える。

(江利川委員)

予約採用の対象として、「日本国籍を有する外国の高校の在学者及び卒業者」、「文部科学大臣が高校の課程と同等の課程を有するとして認定した在外教育施設の課程

を修了した者」、「文部科学大臣の指定した者」を区別して検討しているが、何か理由があるのか。

(事務局)

相談が外国の高校の卒業者についてのものであったことを前提としていたため、区別して考えていたが、ご指摘を受けて改めて考えると、文部科学省と機構に対し、これらを全部一緒に検討してもらおうという言い方もあるかと思う。

(江利川委員)

「文部科学大臣の指定した者」も、文部科学省として制度的に一定の審査をした上で指定していると思われるので、「日本国籍を有する外国の高校の在学者及び卒業生」及び「文部科学大臣が高校の課程と同等の課程を有するとして認定した在外教育施設の課程を修了した者」と差を付けずに検討してもらえればと思う。

(事務局)

ご指摘の方向で検討する。

先ほど予算の話が出ていたので、若干説明させていただく。現在検討されている平成 29 年度からの第二種奨学金（海外）における在学採用の導入について、28 年度の予算の枠組みの中で対応でき、新たな予算措置は必要ないと文部科学省が説明している。

(秋山座長)

当会議の方向として、すぐにあっせんを行うべきだとしても、事務局としての準備はできていると考えてよいか。

(事務局)

はい。先ほど文部科学省の見解を説明させていただいたが、従前よりは前向きな意見となっており、課題はあるが検討の余地はあるというニュアンスですので、あっせんさせていただきたいと思う。もし何か新たな課題が出た場合は、改めて審議いただきたい。

(秋山座長)

推進会議としては、検討する必要があるという方向なので、受ける側としても困る話ではないと思う。

それでは、「日本国籍を有する外国の高校の在学者及び卒業生」、「文部科学大臣が高校の課程と同等の課程を有するとして認定した在外教育施設の課程を修了した者」及び「文部科学大臣の指定した者」は特別に区別する理由はないだろうということで、あっせんを行っていただきたい。

(2) 報告

事務局から、厚生労働省にあっせんした「国民健康保険、後期高齢者医療及び介護保険に係る保険料の還付の促進及び還付加算金の取扱いの改善」について、概要を報告した。

以 上